

◎議長（武田英三君）

34番関市太郎君。

〔34番関市太郎君登壇〕

◎34番（関市太郎君）

時代の流れを的確に把握し、人間性豊かな柏崎市の建設をめざして、原子力発電所の誘致に最善の努力をしている市当局に対して敬意を表するとともに、清和会を代表して、原子力発電所の問題をご質問申し上げます。

第1に、安全性の解明について。

関係地区住民には、まだ、市当局及び東電関係者の説明が不十分であるのでございます。安全性の問題で不安を持っておる人が相当あります。今後、どのようにして解明してゆくお考えでありますか。特に高浜地区においては婦人層の不安が解明されておりません。反対の立場にある革新団体等よりいろいろなパンフレットが配布され、また最近、新潟大学反戦会議、また柏崎原子力発電所反対同盟のパンフレットが配布され、地区民はいろいろまどわされております。原発が運転すると放射能が出て長い間に白血病や奇型児が生まれるなどと、いろいろ、人体に重大な影響があるような宣伝がなされており、一部の学者は原子力発電はまだ科学的に安全性が立証されていないと言っているなどと反対を唱えて宣伝しております。この点、どのように解明してゆくお考えですか。

東海村及び敦賀の原電を視察した結果、安全性は確立されており、また、いやしくも、わが国は法治国家であり、われわれの代表のきめた法律規則は国民として守らなければならないと思います。その法の定める安全基準によって設置される原子力発電所は、大多数の学者や専門家が安全であると確信すれば、われわれは柏崎の将来のため、地域の後進性の脱却をはかり、また市民の福祉向上と生活の安定のためにも、私は反対すべきではないと思います。現に稼働している敦賀など、関係住民と接触して、いろいろ安全性について聞いてみますれば、大多数の市民は心配ないと語っております。だが、イデオロギーの違いで、現在でも一部の革新系の人たちの反対はあると語っております。また当初無知のために反対していた人たちも、当局や原電関係者の数度の会合、説明により、安全性については解明され、心配はないと語っております。当局は今後、不安感をもっておる住民にどのように解明してゆくお考えでありますか、お聞かせ願いたいと思います。

次に、原子力発電所の炉型及び構造について。

東電が設置する原子力発電所の原子炉及び構造について、当局は十分話し合いをかわされておることと存じますが、議会に対し当局より、設置される原子炉はどのような型の炉であるか、正式には発表されていないようですが、どのような原子炉が設置されるのか、お伺い申し上げます。ただ単に福島で建設中のものと同じだという程度のことより聞いてないようです。ふっとう水型軽水炉か、また美浜に建設中の炉と同じ加圧式軽水型炉なのでしょうか。最近では原発の経済性が強調されております。敦賀では、ふっとう水型軽水炉に引き続いて、動燃事業団が新型転換炉を建設すると聞いてまいりました。新聞やテレビ等の報道によれば、今後はプ

ルトニュームを利用した高速増殖炉が一番経済性があり、近く、わが国でも建設されるだろうと言われております。当地域に建設される原子力発電は6ないし8基ということですが、どのような原子炉が計画されておりますか、お伺い申し上げます。また炉型が変わった場合は、あらためて話し合いをするお考えでありますでしょうか。1基100万キロワットと聞いておりますが、科学の進歩と企業の経済性を考えて、1基100万キロ以上の大きな原子炉が設置されるようなことが考えられておりますかどうか。東電といろいろ打ち合わせをしておられる当局はおわかりのことだと存じますが、あわせてお答え願います。

次に原子炉の構造の概略をお聞かせ願いたいと思います。発表できる範囲内だけでございます。たとえば福島発電所の場合は、新聞等の記事によれば、圧力容器が1.6センチ、格納容器が6センチ、また一次格納施設のコンクリートの厚さが2.5メートル等、いろいろ報道されております。100万キロの場合はどのように設計されておりますか。放射性廃棄物の廃棄施設等、あわせてお聞かせ願いたいと同時に、排気筒の高さと、また100万キロの原子炉の場合はどの程度のウランが必要なのか。美浜発電所では約60トンと承っておりますが。

次は迂回道路の根拠と、現道路と変更しないで発電所が設計できないか。

現在の海岸道路は、関係住民には慣行権があるものと思われま。何ゆえに、高浜地区以北の人は柏崎市の中心より疎遠されなければならないのでしょうか。高浜地区民が反対であっても、県及び市の意向で迂回道路を進める考え方でありま。柏崎―寺泊線は、近く重要な産業道路として国道昇格も間近と聞いております。高浜地区の人たちは、迂回道路の発表により非常なショックを受けております。地元の率直な意見は、原子力発電所が来るために高浜地区の人がなぜ不便をこうむらなければならないのだろうか。せつかく道路の舗装の完成も間近であり、通勤、通学、また買い物等に非常に便利になったと喜んでおる矢先に、1.6キロも遠くなるというのは、どういうことだろうか。市長は高浜地区の人たちが不便になっても、困っても、固定資産税が何億も入るからガマンせよということか、市長さんはそんな人でないはずだ、など、いろいろ不満の声が非常に多い。特に通勤者、婦人層の不満を多く聞いております。

先日、自民党の高浜分会が開かれまして、その席で迂回道路の問題が取り上げられまして、いろいろ討議が行なわれましたが、不満の声は非常に大きく、柏崎支部に対して迂回道路反対の申し入れをせよという声が大多数の意見でありました。その場は、出席された佐藤、西川両県議に強く党員より申し入れが行なわれておりましたが、両県議とも、できるだけ高浜地区の意見を取り入れるよう努力する旨確約してまいりました。東海村及び敦賀の原電では、安全性は確立し、原電による人体の影響はないし、また、仮想されるいかなる事故にも耐え得るだけの構造設計のもとに設置される原電だから、安心しなさいとっております。しかるに、当局は迂回路にせよと。凶面等を拝見するに、管理区域より1,000メートル以上も遠距離でなければ一般の通行道路はできないと発表されております。敦賀の場合は、ご承知のように、道路より250メートルの所に原子炉が稼働しております。この事実を当局はどのようにお考えでございますか。このような状態のもとに稼働し

ておる場所があるにもかかわらず、1,000メートル以上遠距離でなければならないという根拠をお伺い申し上げます。

電力会社は公益事業といえども営利を追求する営利会社です。一企業のために、高浜地区以北の人たちが、このような不便を永久にしのばなければならない理由があるのでしょうか。このような状態で建設されますと、高浜地区はますます過疎地帯になります。今後の地域開発は道路の整備によって私はきまると思います。遠くなることによって金銭面、時間的損失を永久に負わなければならない地区民を、どのように考えておられますか。高浜地区の人たちは、過去において越後線に見離された結果現在のような過疎になったと住民は考えております。迂回することによって交通の利用が減り、地区の存立さえ危ぶまれるというふうにも考えております。市当局におかれては、将来の高浜のために、現道を生かした設計を東電と交渉されたことと存じますが、その経過等、あわせてお聞かせ願います。

次、現道路を遮蔽するか、地下道をつくることはできないか。原子炉は現在の科学技術上、最も安全に設計され、建設がなされており、しかも関係者の説明によれば、関東大震災や新潟地震の3倍の耐震構造のもとに設計の上、建設するから、いかなる事故にも耐え得ると強く話しております。それほど安全なものであれば、管理区域より1,000メートル以上も道路を離さなくても、敦賀のごとく、2～3百メートルの所に通行道路があってもよいのではないのでしょうか。原子炉の安全性が確保されておるとすれば、問題は排気筒より放射能が出るか出ないかということであります。かりに放射能が、ごく微量であれば、たとえば年間0.5レム程度のものであれば、被ばくのおそれのない道路構造を考えればよいのではないのでしょうか。すなわち、道路を完全に遮蔽するか、また地下道によって通行するということではないかと思っております。このような道路で地域住民の不便を解消することはできると思いますが、当局のお考えはどうでしょうか。技術的に考えても、そうむづかしいことではなく、一番安心して通行ができると思われれます。ご承知のごとく、奥只見発電所の資材運搬道路として昭和32年に40億円の工費を投じて建設された、湯之谷村より奥只見銀山湖までの道路ですが、21キロにわたり、そのうち19本のトンネルで、18キロの区間が隧道で建設されております。当地の発電所の敷地は、海岸線約3.5キロと聞いております。このようなことから考えても、決して、むづかしい問題ではないと私は考えております。道路の遮蔽または地下道等については関係官庁では認めないのでしょうか。いろいろと当局はお打ち合わせのことと存じますが、関係官庁との話し合いの経過も、あわせてお伺い申し上げます。

以上をもって質問を終わります。

◎議長（武田英三君）

市長

〔市長小林治助君登壇〕

◎市長（小林治助君）

関議員にお答え申し上げます。

関議員自身は、この原子力発電所の安全性の問題については、もう十分ご認識になっておられる。ただ問題は、地域のPRがまだ行き届いていない。そして反対するほうのパンフレットとか、そういうものが出てくるたびに、特に婦人層に不安感が起こるのだ。こういうものの解明を当局はどうしてくれるのか。こういうことがご質問のご趣旨かと思えます。そういう点、もしも不安感をお持ちの方がおられますならば、いつでもひとつ、ご説明にまいりたいと思えます。しかし、それにも増して、私はお願い申し上げたいことは、そういう発電所の建設促進のための委員会を議会においてもお作りいただきまして、それぞれ部会もお作りになって、ご活動いただいております。特に関議員は地元であられる。私どもがたまに出かけてゆくよりも、あなたの該博な知識をもって、それこそひとりひとりにでもご説明いただけるならば、私は、これは解明できるものではないか、こう思いますが、これも、これは、私がここでそんなことを申し上げておるだけでありまして、この辺についてはお互いが相提携協力いたしまして、ひとりでも不安感のないよう努力してまいりたい、このように考えておりますので、また具体的にひとつお話をいただきましたり、お打ち合わせ等をいたしまして、説明その他十分手だてを尽したい、こう考えます。

それから、まあ、原子力発電の炉型とか構造の問題等につきましては、補足にまた助役ないし公室長等をして説明に当たらせてますが、ただ、まだ、型だとか構造とかいうようなところまではいっていないんです、そういうところまでは。いまのところ、もっぱら住民の理解を得るところで、会社側も誠意を尽しながら説明に当たっております。われわれもまた、もう1年有半の間、住民から原子力発電所について理解してもらうために、議会ともども、できるだけの努力をしております。そして、施政方針演説にも申し上げましたように、そういう理解、協力というものを大体皆さんからある程度……その中で反対の方もありますが、しかし、おおむね、ご理解をいただいたという段階ではなかろうかと思えます。

実際に、いま関議員が具体的にご質問になっておられる問題については、これから調査……具体的な立地調査、地質調査、気象調査、海象調査、そういうものを行なって、そういった精細な調査の上に立って設計、レイアウトができるわけでございます。そういうことで、施政方針演説にも、東電が用地買収だとか……用地買収をやって、そこでまた地域内の具体的な調査が行なえるような、そういう手だてが進められるように、みんなしてご協力いただきたいという意味のことを申し上げておったわけでありまして。したがって、いまの炉型の問題とか構造の問題につきましては、市長は東電と交渉しているかというようなお話もございするけれども、その辺は全然やっておりません。そういうことでございます。

それから、一番、地域においてご関心のあられます迂回道路の問題でございます。これも関議員は十分ご承知になっておられるわけでございまして……。ただ、こういう本会議等を通じましたり、市長からの答弁をさらに市民に、特に関係のある地域住民に聞かせたほうがよろしいという意図のあるいはご質問であるかもわ

からん、こんなように私は推察をいたしておりますので、この機会に少し考え方について申し上げてみたいと思います。

私どもが1つの地域社会の中にあリまして、しかも行政区域を1つにした一市民として、われわれが正々発展してゆくための基本的な考え方につながる問題だと思います。それぞれの地域にそれぞれの特性がございます。先般も市民生活に必要である上水道の水源は、柏崎市内を見渡したところ、谷根川の上流が一番よろしいということで、谷根の地域にお願いにまいりました。そのときも、いろいろ地域としての要望が出ました、具体的に。私は、それでよろしいと思うのです。地域としては、自分たちの地域を発展させるための要望はどんどん出してもらう。しかし、谷根の方々は、柏崎の上水道の水源は谷根川の上流が最もよろしい。われわれの地域性からいって、われわれの地域が柏崎市に貢献寄与するためには、この辺の活用が谷根としては一番柏崎市に貢献するのではないか、こういう考え方に立脚してもらっておると私は理解をし、大いに敬意を表しておる次第であります。

あるいは、また、柏崎市には山紫水明……いろいろな地域の特色がございます。蔬菜を作る適地には蔬菜を、あるいはレクリエーション地帯として開発される地帯にはレクリエーション地帯を、農産物を作るに適している所は農産物、そして工業発展に備えられる立地条件を持った所は工業発展の立地に、あるいは学校用地として適当なところは、そこを学校用地として市民からご協力をいただき、そういうふうに、やはり、われわれは、お互いに地域の特性を生かして全体の発展に貢献してゆくという、そういう心構えが1つ必要だと思います。これがやはり地域社会の連帯感につながってゆかなければならないと思います。たとえば、先ほど、関議員がおっしゃったように、鉄道を作っても、鉄道で恩恵を受けるのは駅舎のある所だけだ。途中の駅と駅との間は迷惑をするだけだから、われわれは絶対反対だと、こうなれば、鉄道はできません。あるいは送電線を引くにいたしましても、送電線の下は土地を活用できないから、そういうものには絶対反対だと言っていたら、電気もまいりません。しかし、それらに対して十分な……その不便を解消するための十分な、やはり要求とか、要望とかいうものは、具体的にこれは聞かせていただいて、そして、いっしょになって地域住民のために解決してゆくという熱意と努力、ここらあたりがかみ合いませんと、これは地域というものが団体を組んで、1つの行政区域だ、行政組織だというわけにはまいらんとします。まず、この辺をひとつ、地域住民…特に関議員から高浜の住民の皆さんに……これは私は、そういう基本的な住民意識と申しますか、そういうものが、まずひとつ根底にあってほしいということを、お願い申し上げたいと思います。その上で、たとえば迂回をしなければならないというなら、迂回路は、できるだけ柏崎の中心地に近くなるように最短距離を通せ、こういうご要望はごもっともだと思います。われわれもそれに向かって、法律の許す範囲で、できるだけその要望にはこたえたい、こういうのが、旧来ずっと、とり続けて来た姿勢であります。

宮川から市役所まで、おそらく10キロくらいあると思います。そして、大湊から荒浜までの区間が約3キロ800から4キロあると思います。そこで、当初、迂回路は約6キロというわけがございます。これらは、大湊を袋小路にしてはならな

い、こういう地域からの要請がございまして、それに対し私のほうも、当然そうすべきであるということで、東電側にそのことを強く要請いたしまして、そのために東電側では、宮川から大湊をずっと通って、一番柏崎寄りの所から迂回をしてゆこうといたしました。そういたしますと、地形上……どうしても地形上、一部、刈羽寄りの所で迂回せざるを得ないような、そういう原案になりました。そこで、これはしかし、大湊の方々はどうしても上のほうのはずれを通せというふうに要望しておられると私も理解しておったけれども、できるだけ大湊地域の裏側……大湊地域の方々には、地域の裏側、墓場の下を法線が通るならばわれわれはガマンをする、よろしいのだ、こういうお話でございまして。それで、先般、関係者と、助役以下いろいろお立ち会いをいたしまして現場を見ておりますが、そういうふうなことでご理解を得られるならば、一部、刈羽寄りのあそこは、ぐっと標高が高くなっております。おそらく8～90メートルあるのではないかと思います。そこを迂回すると遠くなるから、そこだけはトンネルを掘ろう。これが250メートルでございまして。そうやって道路はできるだけ最短距離を通そうと、そういう折衝や努力をいたしております。

さて、関議員がおっしゃいましたように、奥只見では、あれだけの資材道路に隧道を掘っているのではないかと、ここでも隧道を掘ればいいのではないかと、こういうご意見、これも、うなずけないことはございません。しかし、これは、資材道路と原発の周辺監視区域とかそういうものとは、全然次元が違うわけでございまして。ご案内のとおり、平常運転をやってゆきますのに、周辺監視区域外であれば絶対に人間には害がございませんというところで線を引くわけでありまして。その根拠は何か、こういうことでございまして。それは私が説明するまでもなく、関議員はよくご存じだと思います。ただ、冒頭に申し上げましたように、一般の方々にも聞いていただきたいという意味での説明になります。その辺は、発電の容量、発電の台数、気象、地形、そういったものがいろいろ計算されて、そして、国がきめております安全審査機関の許可を得て、はじめて決定されるものでございまして。いま東電側で出しております原案は、それらの発電容量、発電台数等を見込んで、そして国が許可するであろうと考えられる安全度に見合うような、そういう会社側の考え方による周辺監視区域というものを計算して出しておられるはずであります。ですから、そこは、どうしても柵をして、一般の立ち入りを禁止しなければならない。その中に道路をつくるわけにはまいりませんから、その外側を迂回する、こうならざるを得ません。

さて、次に問題は、地下道でやっていけば、周辺監視区域の中でも差し支えないのではないかと、ということでございまして。この辺について、いろいろお尋ねをいたしておりますが、ご案内のとおり、規制法によりますと……この辺の説明が必要であれば、それぞれ公室長、あるいは助役から説明をいたしますけれども、……この周辺監視区域の中においては鉱業権を排除するのだ。要するに、その中で石油を掘ったり、石炭を掘るような、そういうような穴を掘ることはダメだというふうに聞いております。しかも、その鉱業権をやる場合でも、周辺監視区域から外側に向かって45度の傾斜を持った地底の範囲を規制するのだというぐらいの、そういう考

え方でおる中でございますから、周辺監視区域の中に隧道を掘るというあたりは非常に無理がある、こう私どもは、いろんな官庁やその他に質問をいたしましたり、聞いたりしながら、そういう私は考え方に立っておるわけでありまして。

しかし、いまの250メートルの隧道というのは、これは周辺監視区域の外側になる。ただ、山が高いから、勾配を5パーセント以内にするために迂回をしなければならないというがごときは、これは金さえかければできるから排除しなさいということで、山の高い所はトンネルを掘る。そうして最短距離をとるようにする、こういう、いまのところ、手だてを加えておるようでございます。どうか、そういうあたりで、関議員から十分ひとつ地域の皆さんに、機会がございましたら、機会をとらえて、ひとつ、ご説明をいただきたいと思うわけでございます。

それから、先ほどお話がございましたように、高浜地域の人たちは、1.6キロも遠くなるということについては、非常にこれは迷惑をしている。どうして、われわれは時間をかけたり、遠くなる所に通わなければならないか、それは原子力発電所ができるために、そうなるのではないか、こういうまあ、お気持があられるやに拝承いたしております。この辺はしかし、根本的には、やはり冒頭に申し上げました、市民の地域発展のための連帯意識というものを基礎にいたしながら、しかも、地域が不便をこうむるといふ点については、何とかして市民の生活にプラスになるよう、具体的な要望を地域の方々に取りまとめていただきたいということ、私からも申し上げているわけです。ところが、それがなかなか出てこないわけです。私は、上水道問題で谷根地区にお願いしたとき、谷根地域の方々は、具体的にどんどん要請を出してこられた。その中で、できるものとできないものがあります。できないものは、残念ながら、これはこういうわけでできませんからお許しをいただきたい。できるものについては、これは困難ではあるが全力を尽して市民の要請にこたえましょう。こういう態度で臨んでおります。どうか、宮川地域の方々からも、その迂回するというのが、いまのような事情でどうしても、隧道を掘って、まっすぐ、そこに最短距離で通せないという事情をおわかりいただけるならば、その不便を克服して、それ以上に地域住民の生活向上のため、あるいはまた高浜地域の発展のために具体案を出していただきたい。私どももまた、それを考える当然の責任がございます。ただ、いまのところ、宮川地域においては依然として、まだ、そういう安全性の不安感があるというような問題があるので、その辺をまず速やかにひとつ皆さんからご理解をいただいて、そうして、地域全体の考え方をとりまとめて、地域の発展のための具体案を出していただけるならば、これらの迂回のマイナスを十分カバーするようにわれわれも努力するんだ、こういう考え方で市長はおるんだということ、地域の方々によくご説明をいただきたい、このようにお願いをする次第であります。

なお、まだ、きっと、落ちがあると思いますが、補足の必要がありますならば、助役、あるいは公室長をして答弁させます。

◎議長（武田英三君）

34番。

## 〔34番 関市太郎君登壇〕

### ◎34番（関市太郎君）

市長さんからいろいろご説明がありましたが、規則とか法律とかいうことで、ある程度まわらなければならないということは、わかるんです。しかしですね、なかなか説明しても、われわれの説明では納得しない面もかなりあるんです。そういう点は、市長さんあたりからまた、おいでを願って説明をしていただくこともあると思いますが、ただ現実的に、敦賀の場合は2～300メートルの所に道路があるという、こういう事実ですね。そうすると、1,000メートル以上も離れなければならないということについて、地域は非常に理解に苦しんでいる面があるんです。要するに、安全なものなんだ。……原子力発電所というのは安全なものなんだというふうに関係者は説明している。われわれも、市長さんも、あるいは東電も、そういうふう一般市民に説明しているんです。放射能は出ない。炉は絶対安全だ。いかなる地震があっても、こわれない。現在までに記録されている3倍以上の地震があっても大丈夫だけれども、人間のほうがまいってしまうかもしれない、こんなように、われわれはじめ関係者は説明してまいりました。

ところが、30万キロの場合は2～300メートルの所に道路がとれるが、100万キロの場合は道路がとれないということになりますと、そばに居住する人、あるいは通行する人も、それでは100万キロになると危ないんだろうか、率直に、そういうふう考えるんです。市長さんは天下国家、いろいろ大きな立場から申されますが、その辺が地域住民には、なかなか割りきれないのです。その辺の解明が、私もよくわからない。結局、炉は大丈夫なんだということから、放射能は出ないんだ、こういうふうには説明しているんです、正直の話。ところが、1,000メートルも離れなければならない。いろいろ市長さんは鉱業権の問題や、あるいは法律上、こういうふうになっているんだというご説明がありましたが、それでは、100万キロというのは1,000メートルも離さなければ危ないんだろうか。率直な地域住民の疑問点があるんです。その辺をどのように地域住民にわれわれは証明すればいいのか。

市長さんは、私が地元だから、お前も一生懸命に説明せよ、そうすれば、みんなが納得するだろう、というふうに言われておりますけれども、私も私なりにやっけてきているつもりです。しかし、こういう問題にぶつかると、私自身が解明できないんです、正直にいいまして。地域の人に説明できないんです。30万より100万のほうがおっかない、こういうことなんです。そうすると解明できないというのが私の立場です。その辺、どのように解明してゆくか。絶対大丈夫だと言っているのに、1,000メートルも離れなければならないということになりますと、私自身、説明ができないというところに苦しみがあるんです。その辺がなかなか私の力では市長さんのようには説明できない。そういう点と、やはり私は、何かまあ、炉の構造やそういうものは、まだ全然聞いていないわけです。東電と話し合いの結果、この程度でなかったら認可はとれないから、この程度の迂回をしなければならないというようなご説明はございましたが、やはり私は、当局において、こういうよ

うな道路があるから、この道路を変更しないで原子力発電所の設置ができないかというところに基本的態度がなければならぬと思うのです。そういう点を当局はどのようにお話ししましたか、あらためてお聞かせ願いたいと思います。

◎議長（武田英三君）

助役。

〔助役今井哲夫君登壇〕

◎助役（今井哲夫君）

2回目の答弁が5分だということでは、とても説明し切れませんが、これはひとつ、いかがでございましょう。議会の特別委員会がございまして、それから環境整備の部会がございまして、関さんはその委員長。ひとつ、これは特別委員会、それから環境整備部会、ここで、私たちもいっしょになって、もう一度ひとつ、さらに研究を進めてみましょう。道路がそれだけ離れなければならないという事情については、私もまだ、そこまでは解明しておりません。ですけれども、おおよその点はわかる。

いま、関さんがおっしゃいますことは、大きいものでも、小さいものでも、それが安全なものだったら、敦賀が250メートルだから、ここでも250メートルでいいじゃないか、こういうご質問なんです。まことに、そこらあたりは、私はそうは思わない。これはやはり、さっき市長が言われたように、地形、それから出力台数、それらによっては、250メートルが500メートルになり、800メートルになり、1,000メートルになるということは、あり得ると思うのです。よそが250メートルだから、ここも250メートルでなければならないということはないと思うのです。

そこで、敦賀は250メートルなのに、ここは1,000メートルも離れなければならないというのは、どうなのか。もっと、少しでも縮められないか、ということ。これは言いかえれば、1,600メートルの回り道を1,550メートルにできないか、1,500メートルにできないか、1,450メートルにできないか、こういう問題であろうと思うのです。

時間が足りませんので、これはひとつ特別委員会で、私たちもまいりまして、何なら東電にも呼びかけまして、ひとつ、もっとじっくり説明をさせていただき、また皆さんのご検討もいただきたい、ここらあたりで処置をさせていただきたい、こう考えるわけでございます。

◎議長（武田英三君）

34番。

〔34番関市太郎君登壇〕

◎34番（関市太郎君）

もう1回、しつこいようだけれども、どうも解明がなされていない点がございま

す。頭が悪いのか、いくら安全性を説かれても解明できないということは……私自身の考え方ですが……市長さんのおっしゃられることも、私自身ある程度わかるんですが、やはり、大きいものは危ないんだという印象を一般的に受けているのではないか。地域はそういうふうを考えているんです。まことに、助役さんの言われる、説明すれば長くなるから、特別委員会でやったらどうかというお話も、わかります。しかし、やはり、ある程度の解明は、こういう所でなすべきでないかと思うのです。そうして、はじめて市民も納得する。

また、炉型やそういうものは全然聞いていないというお話ですけれども、いわゆる、道路がこうでなければならぬという1つの案が示されるからには、ある程度の構造や設計というものが持たれて、そうして、当局は建設省なり……まあ道路課ですか……あるいは科学技術庁なりと十分話し合いをした結果、こうでなければならぬという1つの結論を得て、話が、私は、なされたと思うのです。炉型や炉の構造とか、そういったものがまだ不明だという点で、要するに道路の試案だけが先行するということは、私自身も納得がゆかない。やはり、そういうところは、市民とともに前向きの姿勢で、わかっている範囲内のことを市民に知らせて、そうして、道路の構造はこうでなければならぬのだ。ここまでわれわれはやった。これだけ、他の地域の炉よりこのようにした。それでもなおかつ、こうだから、この道路よりとれないんだというように、地域住民、あるいは市民に解明されなかったら、私はじめ、なかなか地域の人にはわからない。そういう具体案がなくして、道路の分だけが先行するということに、地域住民は非常に不安感を持っているんです。不安感を。不安感があるんです。30万キロより100万キロが大きいから危ないんだという簡単な考え方で不安感が残る。その虚をついて、革新系のいろいろな団体のほうから、反戦会議とか反対同盟等がいろいろパンフレット等を配っている。そこらをやはり解明してゆかなければならないと思うのです。

もう少し簡単に何か、100万キロと30万キロの危険の度合とか、やはりわかりになったら、簡単でもいいですが、お聞かせ願いたいと思います。

◎議長（武田英三君）

市長公室長。

〔市長公室長 長野茂君登壇〕

◎市長公室長（長野茂君）

時間の関係もありますので、簡単にお答えを申し上げます。

1つは原子炉の型ですとか、あるいは構造がハッキリしないのに、道路のつけかえ案が先行するということは、おかしい、こういうようなご意見が1つございますが、この点につきましては、炉の型ですとか、構造が多少変わっても、いわゆる周辺監視区域の問題ですとか、そういうものが大きく影響されるというようなことはなかろうと、このように考えております。軽水炉の沸騰水型であろうと、加圧水型であろうと、常時運転中における、そういう放射性物質の放出の基準ですとか、いろいろなものが、その炉の型式によって違うというものではないわけござい

ます。したがって、最終的に沸騰水型をつくるのか、あるいは加圧水型をつくるのかということが確定しないでも、いままでの実績、国の考え方等によりまして、おおよその方向づけ……当らずとも遠からずの方向づけは可能だ、このように理解しているわけでございます。

それから、型が大きいから危ない、小さいから安全だという問題でございますが、時間もございませんので、細部は申し上げかねますが、ひとつ、わかりやすい事例をあげて申し上げますと、原子炉を設置する場合には原子炉安全審査基準で、いわゆる重大事故、仮想事故を想定しても、周辺に害を与えてはならない。それだけの処置をとらなければ国は認可しない。という問題があるわけでございます。この場合、32万キロワットの中に入っておる、そこに蓄積されます放射性物質の量と、それから100万キロの場合の、そこに蓄積されます放射性物質の量とは、これは違うわけでございます。100万キロのほうは、簡単にいえば、30万キロの3.3倍蓄積される。したがって、3.3倍のものが必要だ。

仮想事故と申しますのは、炉の設計・構造等からして、こういう事故は科学的にはあり得ないと考えられるけれども、かりに、その炉の中にある放射性物質の何割かが何らかの事情で放出をされた場合に、その周辺に害を与えない、それだけの措置、安全を確かめて建設が許可される、このように理解をしておるわけです。

したがって、30万キロの場合と100万キロの場合では、同じ割合で放射性物質が蓄積されるといたしますと、片方の1に対して、他方は3.3出るわけです。それで周辺に害を与えないということであれば、その容量、台数、そういうものによりまして、当然、周辺監視区域の範囲は異なってくる、このように理解をいたしておるわけでございます。

ほかにも、常時運転の際における問題もありますが、時間もございませんので、また特別委員会等の機会を利用いたしましてご研究をさせていただきたい、このように思います。

◎議長（武田英三君）

暫時休憩いたします。

午前11時45分 休憩